

第1期事業年度

事業報告

自 平成26年10月20日
至 平成27年3月31日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全世界における交通インフラ需要は年間約 60 兆円、都市開発需要は年間約 11 兆円と見込まれる中、旺盛なインフラ需要をいかに本邦に取り込むかが我が国経済成長にとって非常に重要な課題となっています。

また、これらのインフラ整備・運営についてはいわゆる PPP の活用が国際的潮流になっているところであり、各国が国を挙げて受注獲得競争を行っている状況です。

我が国政府も「世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため」「日本の強みのある技術・ノウハウを最大限に活かして、インフラシステムの受注を促進する」(平成 26 年 1 月 24 日閣議決定)とし、インフラシステムの海外展開を日本再興戦略の柱の一つとして位置付けています。

その一方でインフラ事業は、膨大な初期投資、長期にわたる整備期間、運営段階の需要リスク、様々な政治リスクや自然災害リスクなどから、民間企業だけでは参入が困難な場合があり、我が国民間事業者の海外進出が進まない原因となっています。

当社は、こうした状況の下、「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」に基づき、海外において交通事業又は都市開発事業を行う事業者に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的として発案され、平成 26 年 9 月 30 日に国土交通大臣の設立認可を受け、同年 10 月 20 日に設立登記を完了し、同日に業務を開始いたしました。

設立以降、当社は、目標を達成するために必要な人材を各方面から登用し、各種社内規程の制定を含む社内体制の構築等、業務遂行に必要な社内基盤の整備を行ってまいりました。その結果、本格的に事業を実施するための社内基盤の整備は順調に進んでおり、また、ファイナンスや交通事業又は都市開発事業等に関する専門性を有する多様な人材が参集し、従業員は 21 名(平成 27 年 3 月 31 日現在)となっております。

同時に、業務開始直後から、多くの民間企業から案件の相談が持ち込まれてきており、当社では情報管理に十分配慮しながら積極的に案件の相談に応じてまいりました。この結果、2 件の支援対象案件について海外交通・都市開発事業委員会での承認を経て、本格的な支援検討を開始いたしました。

また、平成 27 年 2 月 23 日には、当社の業務執行の方針について、当社の主な民間出資者等から意見をいただき、当社の経営に反映させることにより、当社の目的の達成に資するため、アドバイザリー会議を実施いたしました。

このような、初年度における活動の結果、当期の業績は、経常損失 2 億 8 千 5 百万円、当期純損失 2 億 8 千 6 百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、事務所を開設するための内装工事及び備品の整備等を行いました。その結果、当期の設備投資額は、約 1 億 5 千 8 百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、政府からの54億円の出資のほか、当社の趣旨に賛同いただいた各団体、企業から53億9,750万円の出資を受け、計107億9,750万円の出資金をもって設立されました。

(4) 対処すべき課題

当社は、海外での交通分野、都市開発分野におけるPPP事業等に参入しようとする我が国企業を金融面、交渉面、人材面等で後押しすることにより、当該市場での事業展開を促進し、もって海外での成長を我が国に取り込んでいくことを事業の目的としております。

世界のPPP市場は、新興国を中心に大きく拡大しており、多くのライバル国がプロジェクトの獲得のため、しのぎを削っている状況にありますが、我が国企業には、これまで培った高い技術と豊富な経験があり、他国と比較しても決して負けることのない強みを持っております。そのような中、当社は、当該国・地域を取り巻く環境や経済情勢を的確に把握しつつ、パートナーとなる我が国民間事業者と共にプロジェクトの実現に向けた調整、交渉等を進めることにより、我が国の強みを活かし、より多くの案件形成に努めて参ります。

そのために、多くの案件形成に携わることによりノウハウの蓄積を図っていくことはもちろんのこと、世界の交通事業・都市開発事業やPPP案件の動向、最新事例などの研究や幅広い民間ニーズの把握を積極的に行い、案件形成・推進に貢献していきます。

また、まだ海外に進出したことのない我が国のオペレーターやデベロッパー、EPC事業者等が新たなビジネスチャンスを獲得し、我が国のインフラシステムの海外への展開が更に促進されるよう支援を行ってまいります。

このような専門的知見をもった組織体制の構築のため、関係省庁や関係公的機関、事業会社、商社、金融機関等の我が国関係者や外国政府、国際機関等とも、情報セキュリティに配慮した上で、十分な意見交換、情報共有を行うとともに、インフラ事業、投資事業等各分野での能力、経験を持った官民の専門的な人材を積極的に活用してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第1期		摘 要
	〔 自 平成26年10月20日 至 平成27年3月31日 〕		
経 常 損 失	285,978		
当 期 純 損 失	286,482		
1株当たり当期純損失(円)	1,326		

総 資 産	10,569,914	
純 資 産	10,511,017	
1株当たり純資産額(円)	48,673	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入りに係る債務の保証
- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑪ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑬ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務
- ⑮ ①～⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

①本社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

②主要な子会社の事務所

該当事項はありません。

(9) 従業員の状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21	—	45.8	0.5

(10) 主要な借入先 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません

2. 会社の株式に関する事項 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 2,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 215,950 株

(3) 株主数 17 名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	108,000	50.01%
三井住友信託銀行 株式会社 (信託口)	97,400	45.10%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0.93%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.93%
日本高速道路インターナショナル 株式会社	1,750	0.81%
一般社団法人 海外エコシティプロジェクト協議会	1,640	0.76%
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0.46%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	1,000	0.46%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0.46%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.01%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.01%
一般社団法人 全国空港ビル協会	20	0.01%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.01%
一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.01%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.01%

一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.01%
一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会	20	0.01%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	波多野 琢磨	
専務取締役	秋山 裕	
取締役	竹内 敬介	日揮株式会社相談役
取締役	池田 良直	株式会社日本政策投資銀行企業金融第 4 部長
取締役	稲川 文雄	株式会社みずほ銀行グローバルプロジェクトファイナンス営業部部長
取締役	工藤 禎子	株式会社三井住友銀行執行役員成長産業クラスターユニット長
取締役	松田 千恵子	首都大学東京大学院社会科学研究所教授
監査役	八尾 紀子	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 取締役のうち、竹内敬介、池田良直、稲川文雄、工藤禎子及び松田千恵子は、会社法第 2 条 15 号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、平成 27 年 3 月 31 日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名
執行役員	河野 春彦
執行役員	武貞 達彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
----	------	-------	----

取締役 (うち社外取締役)	7人 (5人)	30,818千円 (11,223千円)	
監査役(社外)	1人	2,244千円	
計	8人	33,063千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況(海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	竹内 敬介	当事業年度開催の取締役会6回全て、海外交通・都市開発事業委員会5回全てに出席。事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	池田 良直	当事業年度開催の取締役会6回全て、海外交通・都市開発事業委員会5回全てに出席。銀行でのプロジェクトファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	稲川 文雄	当事業年度開催の取締役会6回全て、海外交通・都市開発事業委員会5回全てに出席。銀行でのプロジェクトファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	工藤 禎子	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回、海外交通・都市開発事業委員会5回のうち4回に出席。銀行でのプロジェクトファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役	松田 千恵子	当事業年度開催の取締役会6回

兼 海外交通・都市開発事業委員 (副委員長)		全て、海外交通・都市開発事業委員会5回全てに出席。企業経営・企業統治の見識を活かし、社外の立場から発言。
監査役	八尾 紀子	当事業年度開催の取締役会6回全て、海外交通・都市開発事業委員会5回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」に基づき設立された株式会社であり、同法第17条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会に委任されたものとみなされています。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。

⑤その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (消費税を含みません。)

区分	金額
会計監査人としての報酬等の額	4,300 千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するた

めに必要な体制について、以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議しました。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、「コンプライアンス規程」を定め、これに基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、会社内における推進体制を整えるとともに、その実施状況について定期的を取締役会及び監査役に報告するものとする。
- ② 役職員へのコンプライアンスの徹底及び円滑な運営を図るため、必要に応じ適宜コンプライアンスの具体的内容を示した「コンプライアンスマニュアル」を整備し、研修等により定期的な役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、警察等行政機関と連携し、毅然とした対応を執る。
- ④ 内部監査に関する「内部監査規程」を定め、実効性のある内部監査を実施する。
- ⑤ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関連法令を遵守するとともに、「会計規程」を定め、これに基づく適切な会計処理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るため、「リスク管理規程」を定め、これに基づき所要の体制整備を行う。平時よりリスクの識別及び分析に努め、重大なリスクが顕在化した場合には、代表取締役社長以下で構成する危機管理本部を速やかに設置し、対応方針の決定及びその実施を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性及び効率性を高める観点から、取締役会は、適時適切な経営管理を行う。また、内部統制を規律するため「組織規程」及び「職務権限規程」を定め、これに基づく分業体制による業務の専門化・合理化を図る。
- ② また、適切な対象事業支援を行っていくため、会社に海外交通・都市開発事業委員会を設置し、法令及び「海外交通・都市開発事業委員会規程」に基づき適切に運営を行う。
- ③ さらに、対象事業支援に当たり適切な業務執行を起立する観点から、「投資運用指針」を定め、これに基づく業務執行を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」を定め、重要な意思決定等に係る文書等を、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。
- ② 情報及び情報システムを脅威から守るために必要な情報セキュリティ確保に取り組むため、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティ対策を推進する。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第1条に規定する目的及び出資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、出資先企業等に対する株主権等の行使を適切に行う。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員は、当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合、監査役に対し、当該事項を速やかに報告する。監査役は、その職務遂行に必要な事項について随時役職員に対し報告を求めることができ、当該報告を求められた役職員は、これに応えなければならない。
- ② 監査役の指揮を受けてその職務を補助するため、「監査担当者」を置くことを「組織規程」に定め、当該担当者は、特に資金、予算及び決算その他これに類する業務からは独立して補助業務を遂行するものとする。また、当該担当者の人事等その独立性に関わる事項については、監査役の意見を尊重する。
- ③ 監査役は、業務の状況を把握するため、会社からの事前の通知を受け取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、取締役会決議又は代表取締役決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後回付を受ける。